

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由日数		処理日数		協議日数	
消防	1 消防設備士免状の交付	消防法施行令(昭和36年政令第37号)第36条の3	20	13	一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部	消防安全課	7		
消防	2 消防設備士免状の書換え	消防法施行令第36条の5	15	10	一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部	消防安全課	5		
消防	3 消防設備士免状の再交付	消防法施行令第36条の6第1項	15	10	一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部	消防安全課	5		
消防	4 危険物取扱者免状の交付	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第32条	20	13	一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部	消防安全課	7		
消防	5 危険物取扱者免状の書換え	危険物の規制に関する政令第34条	15	10	一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部	消防安全課	5		
消防	6 危険物取扱者免状の再交付	危険物の規制に関する政令第35条第1項	15	10	一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部	消防安全課	5		
工業	1 猟銃等製造の許可	武器等製造法(昭和28年法律第145号)第17条第1項	10			消防安全課	10		
工業	2 猟銃等の試験的製造の許可	武器等製造法第18条ただし書	15			消防安全課	15		
工業	3 猟銃等販売事業の許可	武器等製造法第19条第1項	10			消防安全課	10		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
工業	4 猟銃等の種類の変更許可	武器等製造法第20条において準用する第8条第1項	10			消防安全課	10		
工業	5 工場等の移転の許可	武器等製造法第20条において準用する第12条第1項	10			消防安全課	10		
工業	6 火薬類製造の許可	火薬類取締法(昭和25年法律149号)第3条	20			消防安全課	20		
工業	7 火薬類販売営業の許可	火薬類取締法第5条	15			消防安全課	15		
工業	8 製造施設等の変更許可	火薬類取締法第10条第1項	10			消防安全課	10		
工業	9 火薬倉庫設置等の許可	火薬類取締法第12条第1項	13	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	10		
工業	10 製造事業者等の火薬庫所有等例外の許可	火薬類取締法第13条ただし書	7			消防安全課	7		
工業	11 火薬庫の完成検査	火薬類取締法第15条第1項及び第2項	17	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	14		
工業	12 製造施設の完成検査	火薬類取締法第15条第1項及び第2項	14			消防安全課	14		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
工業	13 譲渡又は譲受けの許可	火薬類取締法第17条第1項	17	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	7	岩手県公安委員会	7
工業	14 譲渡、譲渡許可証の書換え	火薬類取締法第17条第7項	8	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	5		
工業	15 譲渡、譲渡許可証の再交付	火薬類取締法第17条第8項	8	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	5		
工業	16 輸入の許可	火薬類取締法第24条第1項	15			消防安全課	15		
工業	17 消費の許可	火薬類取締法第25条第1項	17	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	7	岩手県公安委員会	7
工業	18 廃棄の許可	火薬類取締法第27条第1項	10	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	7		
工業	19 危害予防規程の認可又は変更の認可	火薬類取締法第28条第1項	10			消防安全課	10		
工業	20 保安教育計画の認可又は変更の認可	火薬類取締法第29条第1項	11			消防安全課	11		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
工業	21 保安教育計画を定める者の指定	火薬類取締法第29条第4項	14	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県 北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限 る。)、総務 部又は経営 企画部地域 振興セン ター	11		
工業	22 保安教育計画の認可又は変更の認可	火薬類取締法第29条第5項 において準用する同条第1 項	11			消防安全課	11		
工業	23 特定施設の保安検査	火薬類取締法第35条第1項	37			消防安全課	37		
工業	24 火薬庫の保安検査	火薬類取締法第35条第1項	40	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県 北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限 る。)、総務 部又は経営 企画部地域 振興セン ター	37		
工業	25 指定完成検査機関の指 定	火薬類取締法第45条の23	20			消防安全課	20		
工業	26 指定完成検査機関の指 定の更新	火薬類取締法第45条の26第 1項	15			消防安全課	15		
工業	27 指定完成検査機関の業 務規程の認可等	火薬類取締法第45条の29第 1項	15			消防安全課	15		
工業	28 指定保安検査機関の指 定	火薬類取締法第45条の38第 1項	20			消防安全課	20		
工業	29 指定保安検査機関の指 定の更新	火薬類取締法第45条の38第 2項において準用する第45 条の26第1項	15			消防安全課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由日数		処理日数		協議日数	
工業	30 指定保安検査機関の業務規程の認可等	火薬類取締法第45条の38第2項において準用する第45条の29第1項	15			消防安全課	15		
工業	31 火薬庫外貯蔵場所の指示	火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第15条第1項	10	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	7		
工業	32 製造の許可	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項	20			消防安全課	20		
工業	33 第一種製造施設等の変更の許可	高圧ガス保安法第14条第1項	10			消防安全課	10		
工業	34 第一種貯蔵所の設置の許可(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものを除く。)	高圧ガス保安法第16条第1項	20			消防安全課	20		
工業	35 第一種貯蔵所の設置の許可(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものに限る。)	高圧ガス保安法第16条第1項	23	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	20		
工業	36 第一種貯蔵所の変更工事の許可(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものを除く。)	高圧ガス保安法第19条第1項	10			消防安全課	10		
工業	37 第一種貯蔵所の変更工事の許可(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものに限る。)	高圧ガス保安法第19条第1項	13	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	10		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
工業	38 製造施設の完成検査	高圧ガス保安法第20条第1項	21			消防安全課	21		
工業	39 第一種貯蔵所の完成検査(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものを除く。)	高圧ガス保安法第20条第1項	21			消防安全課	21		
工業	40 第一種貯蔵所の完成検査(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものに限る。)	高圧ガス保安法第20条第1項	24	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	21		
工業	41 製造施設の特定変更工事の完成検査	高圧ガス保安法第20条第3項	21			消防安全課	21		
工業	42 第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものを除く。)	高圧ガス保安法第20条第3項	21			消防安全課	21		
工業	43 第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査(液化石油ガスのみの販売の事業に係るものに限る。)	高圧ガス保安法第20条第3項	24	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	21		
工業	44 輸入高圧ガスの検査	高圧ガス保安法第22条第1項	14			消防安全課	14		
工業	45 容器の検査	高圧ガス保安法第44条第1項	14			消防安全課	14		
工業	46 危険のおそれのない場合の充てんの許可	高圧ガス保安法第48条第5項	20			消防安全課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
工業	47 容器再検査に係る容器 検査所の登録	高圧ガス保安法第49条第1 項	15			消防安全課	15		
工業	48 容器の再検査	高圧ガス保安法第49条第1 項	14			消防安全課	14		
工業	49 容器の附属品検査	高圧ガス保安法第49条の2 第1項	14			消防安全課	14		
工業	50 容器の附属品再検査	高圧ガス保安法第49条の4 第1項	14			消防安全課	14		
工業	51 附属品再検査に係る容 器検査所の登録	高圧ガス保安法第49条の4 第1項	15			消防安全課	15		
工業	52 容器検査所の登録の更 新	高圧ガス保安法第50条第1 項	15			消防安全課	15		
工業	53 充てんする高圧ガスの 種類等の変更	高圧ガス保安法第54条第1 項	7			消防安全課	7		
工業	54 指定完成検査機関の指 定	高圧ガス保安法第58条の18	20			消防安全課	20		
工業	55 指定完成検査機関の指 定の更新	高圧ガス保安法第58条の20 の2第1項	15			消防安全課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
工業	56 指定完成検査機関の業務規程の認可等	高圧ガス保安法第58条の23第1項	20			消防安全課	20		
工業	57 指定輸入検査機関の指定	高圧ガス保安法第58条の30の2第1項	20			消防安全課	20		
工業	58 指定輸入検査機関の指定の更新	高圧ガス保安法第58条の30の2第2項において準用する第58条の20の2第1項	15			消防安全課	15		
工業	59 指定輸入検査機関の業務規程の認可等	高圧ガス保安法第58条の30の2第2項において準用する第58条の23第1項	15			消防安全課	15		
工業	60 指定保安検査機関の指定	高圧ガス保安法第58条の30の3第1項	20			消防安全課	20		
工業	61 指定保安検査機関の指定の更新	高圧ガス保安法第58条の30の3第2項において準用する第58条の20の2第1項	15			消防安全課	15		
工業	62 指定保安検査機関の業務規程の認可等	高圧ガス保安法第58条の30の3第2項において準用する第58条の23第1項	15			消防安全課	15		
工業	63 液化石油ガス販売事業の登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第3条第1項	17	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	14		
工業	64 登録簿の謄本の交付	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項	8	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	5		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経路機関		主管課等		協議機関	
				経路	日数	課等	日数	協議	日数
工業	65 保安機関の認定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項	23	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	20		
工業	66 保安機関の認定の更新	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項	13	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	10		
工業	67 一般消費者等の数の増加の認定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項	13	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	10		
工業	68 保安業務規程の認可等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項	18	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	15		
工業	69 認定液化石油ガス販売事業者の認定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項	18	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	15		
工業	70 貯蔵施設等の設置の認可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項	17	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	14		
工業	71 貯蔵施設等の変更の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項	13	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	10		
工業	72 貯蔵施設等の完成検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項	24	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	21		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由日数		処理日数		協議日数	
工業	73 充てん設備の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項	15			消防安全課	15		
工業	74 充てん設備の変更の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する第37条の2第1項	10			消防安全課	10		
工業	75 充てん設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する第37条の3第1項	14			消防安全課	14		
工業	76 液化石油ガス設備士免状の交付資格の認定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2項第3号	7			消防安全課	7		
電気	1 電気工事業者の登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条第1項	20	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	17		
電気	2 電気工事業者の登録の更新	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項	20	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	17		
電気	3 登録証の訂正	電気工事業の業務の適正化に関する法律第10第2項	8	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	5		
電気	4 登録証の再交付	電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条	8	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	5		

許認可等標準処理日数一覧表(復興防災部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由日数		処理日数		協議日数	
電気	5 登録簿謄本の交付等	電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条	8	広域振興局 経営企画部 (沿岸及び県北に限る。)	3	広域振興局 経営企画部 (盛岡に限る。)、総務部又は経営企画部地域振興センター	5		
電気	6 電気工事士免状の交付	電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項	7			消防安全課	7		
電気	7 第1種電気工事士の認定	電気工事士法第4条第3項	7			消防安全課	7		
電気	8 第2種電気工事士の認定	電気工事士法第4条第4項	7			消防安全課	7		
電気	9 免状の再交付	電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項	7			消防安全課	7		
電気	10 免状の書換え	電気工事士法施行令第5条	7			消防安全課	7		

- 備考1 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前日までの日数をいう。
- 2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許可認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。
- 3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。
- 4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によるものである。